

尼崎市教育委員会 11月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年11月27日 午後4時03分～午後5時10分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員	教育長	徳田耕造
	教育長職務代理者	濱田英世
	委員	仲島正教
	委員	磯田雅司
	委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑優
教育次長	西野信幸
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	橋本謙二
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
教育総合センター所長	西川嘉彦
社会教育部長	牧直宏
企画管理課長	高木健司
職員課長	益田善行
歴博・文化財担当課長	益田日吉

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第46号 平成29年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第47号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第48号 平成30年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第49号 平成30年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第50号 平成30年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
- (4) 議案第51号 兵庫県教育委員会から市教育委員会への文化財保護法第93条等の権限委譲について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 文化財保護審議会への諮問について
- (2) 尼崎市立文化財収蔵庫の博物館登録について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時3分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 日程第2の「議事」について、「議案第46号」及び「議案第47号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第46号」及び「議案第47号」は、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 10月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
10月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第2の「議事」に移ります。
「議案第48号 平成30年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」、「議案第49号 平成30年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」、及び「議案第50号 平成30年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。益田職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは議案第48号から第50号までの3議案について順にご説明申し上げます。これら3議案は、学校園教職員の次年度に向けた人事異動に関する基本的な方針を定めようとするものでございます。恐れ入れます、53ページの議48-2の「平成30年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針(案)」をお開き願います。本案は、兵庫県教育委員会が定める「平成30年度公立学校 教職員異動方針」に基づき、本市の実情を勘案し、尼崎市立小学校、中学校、特別支援

学校の県費負担教職員の人事異動に係ります基本的な方針や、実施方法を定めるものでございます。その基本方針でございますが、「本市学校教育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行う。実施にあたっては、教職員構成の適正化に努め、資質の向上を図るとともに、清新にして明朗な気運を醸成する。」こととしております。また、(1)人事の刷新(2)人事交流の推進の2点を項立てして、「円滑な学校運営に資するために適材を適所に配置するとともに、同一校における長期勤務者の異動を積極的かつ計画的に進める。」ことと「職務経験を豊かにし、幅広い分野に対応できる人材を育成するため、校種間、学校現場と教育委員会の人事交流を推進する。」こととしております。次に実施にあたっての留意事項でございますが、まず、配置換えにつきましては、(1)の①にありますように、異動の対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とし、次の事項を考慮して計画的に行います。アのとおり、現任校で8年以上在勤したものは、原則として配置換えを行います。また、イにありますように新規採用後の現任校において6年在勤した者は、配置換えを行います。ア・イに加えてウの統合校である、難波の梅小学校、わかば西小学校、小田中学校においては、別途協議の上、学校運営に支障がないよう計画的に異動を推進いたします。次の②③については本年度と同様でございますが、④の「若手管理職ならびに女性管理職の育成を視野に入れた配置換えを積極的に進める。」ことについては、新たに明示しました。すでに尼崎市では、学び支援課と連携し人材育成に取り組んでいることですが、今後もさらに取組を推進してまいります。また、⑤の「幅広い視野を持つ教職員を育成するための異校種への配置換えを積極的に進める。」ことについては、職務経験を豊かにし、幅広い分野に対応できる人材の育成をめざし、今後も推進していきたいと考えています。⑥については、昨年度と同様でございます。⑦の「若手、中堅教員を対象として市教育委員会等との交流を行う。」ことにつきましては、今後の管理職の大量退職にむけた、学校管理職としての人材の育成に向け、引き続き積極的に取り組むものでございます。続きまして、(2)の「過員対策」でございますが、児童・生徒数の減少等により、全市的に過員が生じ、その過員を解消するための異動を必要とする場合は、原則として全市の教職員を対象とします。次に(3)の「管外交流」につきましては、円滑な交流に努め、管外交流にあたっては1対1を原則とします。しかしながら、近年、尼崎市から教員の転出者が多かったことから県教委に対して是正を求めてまいりましたところ、昨年度から一定の調整が実施されておりますが、今後も引き続き是正を求めてまいります。昨年度まで、(4)の「採用」の項目がございました。「採用」については、任命権者である県教育委員会の権限でありますので本年度は削除致しましたが、本市で臨時的任用を経験し、本年度合格した者については、引き続き学校長からの情報を元に本市への採用面談の提示を県教育委員会に強く働きかけたいと考えます。最後に、「意見聴取」に記載いたしておりますように、異動及び再任用者の配置に当たっては学校の教職員構成、本人の希望及びその他の事情について、十分に校長から意見聴取を行うものでございます。以上で議案第48号「平成30年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。

次に議案第49号「平成30年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」をご説明いたします。恐れ入りますが55ページ議49-2をお開き願います。本案は、

尼崎市立高等学校の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。まず、その基本方針でございますが、「市立高等学校教育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行う。実施にあたっては、教職員構成の適正化に努め、資質の向上を図るとともに、清新にして明朗な気運を醸成する。」こととしております。また（１）「人事の刷新」（２）人事交流の推進の２点を項立てして、「円滑な学校運営に資するために適材を適所に配置することによって、学校教育の充実を図るとともに、各学校の特色ある教育の推進に向けた人材の配置を行う。」ことと「職務経験を豊かにし、資質の向上を図るため、区市間の人事交流や、学校現場と教育委員会の人事交流を積極的に推進する。」こととしております。次に、２の「実施にあたっての留意事項」でございますが、（１）の①にありますように、原則として「現任校３年以上在勤した者」を異動対象者とし、ア・イにありますように、「現任校９年以上在勤した者については、可能な範囲で異動を行う。」その際に「教育実績・勤務状況・教科の構成等を考慮する。」としております。また（２）の「意見聴取」につきましては、「異動及び再任用者の配置にあたっては、学校の教職員構成、本人の希望、その他の事情について、校長から十分、意見聴取する。」こととしております。以上で「議案４９号 平成３０年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。

最後に議案第５０号「平成３０年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」をご説明いたします。恐れ入ります５７ページの議５０－２をお開き願います。まず、基本方針でございますが、「市立幼稚園教育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行う。実施にあたっては、教職員構成の適正化に努め、資質の向上を図るとともに、清新にして明朗な気運を醸成する。」こととしております。また、（１）人事の刷新（２）人事交流の推進の２点を項立てして、「円滑な幼稚園運営に資するために適材を適所に配置することによって、幼稚園教育の充実を図るとともに、地域における幼児期の教育センターの役割を果たすなど、将来の市立幼稚園のあり方を見据えた人材の配置を行う。」ことと「職務経験を豊かにし、資質の向上を図るため、幼稚園現場と教育委員会の異動も含め、幅広い視野での人事交流を推進する。」こととしております。次に２の「実施にあたっての留意事項」でございますが、（１）の①にありますように、原則として「現任園３年以上在勤した者」を異動対象者とし、ア・イにありますように、「現任園５年以上在勤した者については、可能な範囲で異動を行う。」その際に「教育実績・勤務状況・園の規模等を考慮する。」としております。また（３）の「意見聴取」につきましては、「異動及び再任用者の配置にあたっては、幼稚園の教職員構成、本人の希望、その他の事情について、園長から十分、意見聴取する。」こととしております。なお、幼稚園につきましては、現時点において９園体制に向けて平成２９年度末で３園の閉園が確定しており、それらの状況を踏まえ、計画的な人事異動を推進してまいります。以上で、「議案第５０号 平成２９年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。

これら３件の異動方針につきましては、議決をいただきました後、速やかに校園長に周知し、異動方針に則しました、平成３０年度の人事異動の事務にとりかかりたいと考えております。以上で、議案第４８号から５０号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 教育職で管理職になっても大変な仕事ばかりで給与も低く、管理職を希望する人が少ない。管理職の給与を上げることが今一番すべきことであり、県にもっと言わなければいけない。

あと、教育委員会との人事交流の推進ということで、市教委に多くの若手教員が在籍しているが、学校現場からすると若手の教員を取られるのは痛手だと思う。また、若手の教員は、現場で十分な力をつけてからでないと現場の教員を指導することは難しい。学校全体の力を伸ばすためには若手の教員は現場で育成して、実践を積んだ後に市教委に受け入れて、その後、管理職として学校現場で働いてもらうのが理想である。

職員課長 管理職の給与については、阪神教育事務所に引き続き申し入れしていきます。

また、若手教員の市教委への転勤については、年齢と学校への指導力のバランスもございますが、学校へのヒアリングを経て、現場の負担も考慮に入れながら、今後も学校現場と調整していきます。

濱田委員 非常勤職員の活用状況の割合は。

職員課長 小学校、中学校は平均で1割程度ですが、小学校、中学校でも割合が高い学校であれば2割から3割、高等学校で2割から3割、幼稚園で3割程度です。幼稚園については、3園閉園する関係もあり来年度は1.5割から2割となる見込みです。

濱田委員 高等学校の非常勤職員の割合が高いのはどう考えているのか。

職員課長 先日も県教委にこの実態をお示しして、正規の新規採用者を入れてもらえるよう申し入れしたところです。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑ないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。「議案第48号」から「議案第50号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第48号」から「議案第50号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 続きまして、「議案第51号 兵庫県教育委員会から市教育委員会への文化財保護法

第93条等の権限委譲について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。益田 歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長

歴博・文化財担当課長でございます。資料58から64ページをお開き願いますでしょうか。それでは、「議案第51号 兵庫県教育委員会から市教育委員会への権限委譲について」ご説明申し上げます。文化財保護法第184条及び同施行令第5条により、都道府県の教育委員会が処理する事務と規定されております事務のうち、同法第93条及び第96条の事務について、この度、兵庫県知事から尼崎市長に権限委譲についての協議があり回答を求められております。県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理するよう権限を委譲しようとする場合、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第55条第2項の規定に基づき、知事はあらかじめ当該市長に協議しなければならないと定められており、同条第3項の規定により協議を受けた市長は当該市教育委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて知事との協議に応じなければならないことから、60ページの別紙1のとおり、平成29年11月14日付にて、市長から教育委員会に意見を求める通知がなされております。今回、兵庫県知事から提案がありました協議の内容は、61ページの別紙2及び62ページ63ページの添付資料に記載のとおり、中核市を対象として、土木工事等のための発掘に関する届出の受理や指示等に関する事務を処理できるよう権限を委譲しようとするもので、施行期日は平成30年4月1日でございます。それでは、64ページをお願いします。上段の「現在の事務手続きフロー」をご覧ください。現在、市教育委員会で届出を受理し、届出者と協議・調整の上、市教育委員会の意見を付して県教育委員会へ進達し、県教育委員会がその内容を審査し、取扱い結果は行政指導として市教育委員会を経由して届出者に通知されており、処理期間は法により60日以内となっております。そのため、届出の集中等事務処理の状況によっては手続きに時間を要する場合もあり、手続きの遅滞により届出者の不利益を招く事態も懸念されます。そこで、下段の「委譲後の手続きフロー」にありますように、市教委で事務手続きを完結させることで、迅速な行政サービスの提供と市教育委員会が主体的に市内の文化財保護に取り組みその責務を果たせるよう、県から市へ権限を委譲しようとするものでございます。なお、指定市には既に国からこの権限が委譲されておりまして、兵庫県では神戸市に続き、中核市にも同様に権限を委譲しようとするものでございます。また、この度、権限委譲の対象を中核市とした理由につきましては、兵庫県下の中核市にはいずれも埋蔵文化財を担当する専門職員が配置されており、これまでの適切な事務処理対応等の実績に鑑み、埋蔵文化財に関する適正な執行体制が整っていると判断されたためとの説明がございました。本市といたしましても、今回の権限委譲により、事務処理の迅速化による更なる行政サービスの向上と市教育委員会が主体的に市内の文化財保護に取り組み、その責務を果たすことができるものと判断されますことから、兵庫県知事からの提案に同意するよう市長に意見しようとするものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

徳田教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第51号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第51号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。説明を求めます。益田歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 資料は、65ページから69ページでございます。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」、ご報告申し上げます。この諮問は、資料69ページ、下から3行目、下線でお示しいたしておりますとおり、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、諮問するものでございます。それでは、資料65ページにお戻り願います。諮問先は、尼崎市文化財保護審議会でございます。同審議会はそれぞれ各分野の学識経験者5人で構成されておまして、現在の委員は資料68ページ掲載の委員名簿のとおりでございます。現在の委員の任期は平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2年間となっております。また、65ページの資料に戻りますが、諮問日は、「11月27日」でございます。諮問内容は、「平成29年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。次に、このたび審議会にて調査・審議いただく候補物件ですが、本年度は昨年度候補物件として調査・審議いただきました「西教寺所蔵の頭如上人画像」について、西教寺における更なる資料の伝存状況の確認、歴史的背景に関わる他の関連資料の調査等が必要であると判断されましたことから、他の関連資料の調査成果等も踏まえ、本審議会にて指定候補物件の調査・審議いただくものでございます。従いまして、候補物件としましては、昨年度に引き続き、名称は「絹本著色 頭如上人画像」数量は、1幅でございます。所有者は、宗教法人 西教寺所在地は、尼崎市大物町1-17-36でございます。この資料は、浄土真宗本願寺派の西教寺に伝えられました、本願寺第11世 宗主 顕如光佐を描いた画像です。画面左端に「本願寺前住 釈顕如」と墨書され、裏面には当初のものと見られる裏書が貼り付けられており、「頭如上人真影」「釈准如（花押）／慶長六春辛丑正月十二日書之／定専坊門徒撰州河邊郡／橋御菌庄生嶋村西教寺／常住物也／願主釈常俊」と記されています。この裏書から、慶長6年（1601年）1月に、本願寺12世宗主 准如が裏書をして、生島村西教寺に下付された御影であることがわかります。本資料は、本願寺の東西分立の前年に下付されており、戦国期の門徒の道場が近世の真宗寺院へと転換していく動向を伝える歴史資料としても貴重で、下付された時期が明らかな頭如上人画像として、また、17世紀初頭の真宗絵画の様相を示す遺品として注目されます。なお、写真及び釈文を66ページ、67ページに載せておりますので、あわせてご参照ください。最後に、文化財保護審議会ですが、12月11日に第1回審議会を開催し、審議物件の絞り込みを行い、2月中旬開催予定の第2回審議会にて実物資料の調査、3月中旬開催予定の第3回審議会にて答申いただく予定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。続きまして、「尼崎市立文化財収蔵庫の博物館登録について」を議題とします。説明を求めます。益田歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 資料70ページをご覧くださいませでしょうか。それでは、「尼崎市立文化財収蔵庫の博物館登録について」ご報告申し上げます。現在、南城内に所在の市立文化財収蔵庫は、平成20年度、城内地区まちづくりの先行事業として現在地に移転し、平成21年度から考古資料を中心とした常設展示や各種講座や体験学習会の開催、平成26年度からは土・日・祝日も開館するなど、資料の収集・保管・展示公開とともに各種の普及啓発活動にも積極的に取り組んできたところでございます。一方、本市が平成28年度から5カ年の計画で「社会資本整備総合交付金事業」として進めております「城内まちづくり事業」の基幹事業のひとつで、交付金対象事業として（仮称）歴史館機能の整備に先立って求められておりました文化財収蔵庫の博物館法に基づく登録について、昨年度から兵庫県教育委員会との協議を重ね、登録に向けた準備を進め、兵庫県教育委員会のご指導・ご理解を得まして、本年8月4日付けにて博物館登録申請書を提出させていただきました。そしてこの度、兵庫県教育委員会から博物館登録の告示がありましたことからご報告させていただくものでございます。登録年月日は、平成29年11月1日。登録番号は、第32号。設置者の名称は尼崎市、所在地は尼崎市東七松町1丁目23番1号。名称は、尼崎市立文化財収蔵庫。所在地は、尼崎市南城内10番地の2。備考としまして、種別 歴史博物館。兵庫県教育委員会の告示日は平成29年11月21日でございます。なお、今後の予定といたしましては、（仮称）歴史館機能の整備工事に伴いまして、平成30年10月から文化財収蔵庫を休館とし、11月に旧博愛幼稚園園舎に仮事務所を移転、平成30年12月から平成32年3月まで整備工事、工期は約15カ月予定しております。平成32年4月から9月まで展示設営等開館準備を行い、平成32年10月に（仮称）歴史館機能として開館の予定となっております。報告は以上でございます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 文化財収蔵庫の来館者数は。

歴博・文化財担当課長 開館以来、毎年1割程度ずつ増えており、昨年度と一昨年度は約2万人の来館者がいました。博物館としては比較的来館者数が多いということで評価いただいております。

徳山委員 2年間休館する影響は。

歴博・文化財担当課長 子どもたちの夏休み中の利用を考慮し夏休み後の10月から休館にしています。また、毎年冬に行っている小学3年生を対象とした昔のくらし学習などについては、前

もって休館になることをお知らせし、前倒しで受け入れを考えています。また、依頼があれば学校にも出向くようにして対応していきます。

徳山委員 一時的に別の場所に移転して展示はできないのか。

歴博・文化財担当課長 展示物の列品だけでも半年単位の時間がかかるので、経費と労力が大きくなります。また、来年度には尼崎城もオープンしますので、総合文化センター等で尼崎城関連や文化財収蔵庫の資料の一部展示も考えています。

磯田委員 休館期間中の従業員はどうなるのか。

歴博・文化財担当課長 仮事務所である旧博愛幼稚園の園舎に勤務します。なお、休館期間中は土日勤務の変則勤務から、通常勤務に戻ります。

濱田委員 博物館になる条件は。

歴博・文化財担当課長 まずはじめに、博物館資料があることが前提となるが、文化財収蔵庫には台帳に記載されている資料だけで約1万4千点あります。また、職員として学芸員がいることが条件になりますが、職員が10名おりそのうち学芸員が8名います。また、博物館に必要な建物と土地があることで、建築面積は165平方メートル以上が条件ですが、現在の建物で本館で2千平方メートルを超えています。また、一年間で150日以上の開館が必要ですが、平成28年度の実績では309日開館しています。これらの条件はすべて満たしております。資料の内容、活動、施設整備については今後、整えていくということでご理解をいただきまして今回登録することとなりました。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。教育委員会11月定例会報告事項ですが、まず総務関係ですが、11月8日の閉会中の文教委員会ですが、全国学力学習状況調査結果の報告、中学校給食基本計画素案のお示し、いじめ防止基本方針のご説明をさせていただきました。中学校給食基本計画素案で文教委員からは、PFI方式で早期に実施できないのか、候補地のそれぞれの課題を教えてください、アレルギー対応は大丈夫なのか、財政負担と試算について教えてくださいとの意見が出ました。学校教育関係ですが、11月10日に「平成29年度～育み・育ち・つなぐ～音楽のまち尼崎コンサート」が開催され総勢2,883人のご来場があり、昨年度は1,341人でしたのでほぼ2倍になっております。社会教育関係ですがご清覧のとおりです。次に12月主要行事予定ですが、12月5日から市議会定例会があり例年からの変更点として、19日から20日に総合計画審査特別委員会があり、総合計画の後期まちづくり計画について

の方向審議があります。12月11日には第5回教育委員協議会があります。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員 周年行事で、学校が主体になるところもあれば、地域が主体になるところもあり、学校ごとで特色が出るのはよいと思うが、式典なので式典らしくしっかりと進行してもらいたい。

磯田委員 式典などは外部の第三者の方が入ってきて、地域の特性の運営の仕方がそれぞれあるので基本的な式典の形を指導するのは難しく、教頭先生含め先生方も若くなられてきて、スムーズな運営とは言い難い運営をされている学校も多くなっていると感じている。

濱田委員 事務局に問い合わせがあった場合には、事務局からも正しく指導してもらいたい。

管理部長 周年行事は基本的に各学校で実行委員会を立ち上げて取り組みます。来賓の席次等については事務局にも問合せがあり、指導していますが、学校によって招待状の連名や送り方等、特色がある部分もございますので、事務局から詳細な部分まで指導するのは難しいかと思えます。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。
次に、日程第2「議事」に移ります。
ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の大半は非公開とする~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました  
これもちまして、尼崎市教育委員会11月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会11月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時10分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会11月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。